

令和6年度第3回赤穂市子ども・子育て会議 会議録

【日 時】令和6年11月27日（水）午後2時30分～午後4時00分

【場 所】市役所6階大会議室

【出席委員】8名

半田結委員〔兵庫大学教育学部教育学科教授〕、金谷公子委員〔姫路日ノ本短期大学非常勤講師〕、睦谷美恵子委員〔赤穂市主任児童委員代表〕、岩崎由美子委員〔赤穂市地域活動連絡協議会会長〕、池田達哉委員〔赤穂西小学校長〕、亀井祐子委員〔有年幼稚園長〕、松本智子委員〔尾崎保育所長〕、中川多栄子委員〔社会福祉法人赤穂あおぞら会あおぞら保育園副園長〕

【欠席委員】6名

佐藤智子委員〔学校法人兵庫カトリック学園赤穂あけぼの幼稚園園長〕、大河敦子委員〔御崎保育所保護者会〕、岩本知佳委員〔赤穂市PTA連合会母親部会〕、菊原美緒委員〔公募市民〕、森谷充孝委員〔公募市民〕、井上昭彦委員〔連合兵庫西部地域協議会〕

【事務局】

健康福祉部	松下直樹健康福祉部長 前田光俊子育て支援課長 日笠二三枝保健センター所長 田淵貴博子育て支援課子育て支援係長
教育委員会	高見博之教育次長（管理） 山内陽子教育委員会こども育成課長 中塚真由美幼児教育指導担当課長 万代充彦生涯学習課長 杉山建一学校教育課長 田中宏樹こども育成課こども育成係長
オブザーバー	N e x t - i 株式会社

【次 第】

1. 開会

2. 協議事項

（1）赤穂市こども計画素案について

【資料1】

3. その他

4. 閉会

1. 開会

～事務局～

定刻となりましたので、ただ今より令和6年度第3回赤穂市子ども・子育て会議を開催いたします。本日は、お忙しい中ご出席いただき、ありがとうございます。まず初めに先日の人事異動により事務局の変更がございましたので、職員の紹介をさせていただきます。

教育委員会生涯学習課の万代課長です。

(万代課長挨拶)

～事務局～

続きまして本日の資料の確認をさせていただきます。

皆さんに既に送付いたしております、会議次第それと資料1といたしまして、赤穂市こども計画中間整理案、また机上にはアンケート結果報告書を置いておりますが、後ほどご覧いただきたいと存じます。以上となりますがお揃いでしょうか。もしこれらの資料で不足等ございましたら事務局までお知らせいただきたいと思います。

本日の会議につきましては、佐藤委員、大河委員、岩本委員、菊原委員、森谷委員、井上委員がご欠席されておまして委員14名中8名の方にご出席いただいております、従いまして、赤穂市子ども子育て会議条例第6条第2項の定数に達していることを報告いたします。

それではここから先の進行につきまして、半田会長にお願いしたいと存じます。会長よろしくお願いします。

～会長～

改めまして皆さん、今日はお忙しい中お集まりいただきましてありがとうございます。そろそろ年末の気配が漂って参りました。ちょっと今日メンバーの欠席が多いようなんですけれども、体調不良等お仕事等いろいろお忙しい中だと思います。ありがとうございます。

では今日の会議の公開傍聴につきましてですけれども、議題には不開示情報が含まれておりませんので、本日の会議公開とさせていただきます。本日傍聴希望の方が7名いらっしゃるということで、ここで傍聴の方に入室いただきたいと思います。お願いいたします。

(傍聴人入室)

2. 協議事項

(1) 赤穂市こども計画素案について

～会長～

では、協議事項に入りたいと思います。赤穂市こども計画ということで素案中間整理案ですね。資料1に基づきまして事務局より説明をお願いしたいと思いますが、1章2章3章、今日は3章までの資料がございますが、章ごとに説明をお願いしたいと思しますので、よろしくお願いします。

～事務局～

それでは赤穂市こども計画素案についてご説明させていただきます。計画素案につきましては、なにぶんボリュームがありますので本日は第3章までをご協議いただきまして、第4章以降につきましては次回の会議でお願いしたいと考えております。それでは資料をお願いいたします。3枚めくっていただきまして、4枚目の第1章の説明をさせていただきます。第1章は「計画策定の趣旨」ということで、ここでは計画策定の背景や趣旨、法的根拠などについての説明となっております。

1ページをお願いいたします。「策定の背景と趣旨」です。少子化の進行、子育て家庭の孤立化、待機児童などといった全国的な課題を克服するため、子ども・子育て支援法など、関連三法が平成27年4月に施行されました。本市においても、子ども・子育て支援法に基づき、第1期、第2期

の子ども・子育て支援事業計画を策定し、着実に計画を推進してきました。しかしながら新制度が施行されて10年が経ちますが、少子化の進行、人口減少に歯止めがかかっておらず、児童虐待や不登校、さらにはこどもの貧困やヤングケアラーについては増加傾向となっており、いじめや自殺といった生命に関わる課題が山積するなど、こどもを取り巻く環境が深刻な状況となっております。このような中、国において令和5年4月に「こども家庭庁」が発足し、こども施策の包括的な基本法として、「こども基本法」が施行されました。こども基本法は、日本国憲法および児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担う全てのこどもが生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人として等しく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等に関わらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会、「こどもまんなか社会」の実現を目指すことを目的としております。また令和5年12月には、こども施策に関する基本的な方針、重要事項を定めるとともに、これまで別々に作られてきた「少子化社会対策基本法」、「こども・若者育成支援推進法」、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」に規定する各大綱を1つに束ね、一元化されたこども大綱が閣議決定されました。

こども基本法では、市町村はこども大綱と都道府県こども計画を勘案して、市町村こども計画を作成することが努力義務とされております。そうした背景のもと、現行の第2期子ども・子育て支援事業計画が令和6年度末で期間を終えることから、新たな計画として「赤穂市こども計画」を策定することとなっております。1ページはそういった内容となっております。

続きまして2ページをお願いいたします。計画の位置づけです。(1)として「計画の法的根拠等」についてです。本計画については、5つの法律に基づいた「市町村こども計画」、「市町村子ども・若者計画」、「子どもの貧困対策に関する市町村計画」、「次世代育成支援に係る市町村行動計画」、「市町村子ども・子育て支援事業計画」を包含したこども・子育て支援を総合的に推進するための計画です。また本計画はこども大綱と都道府県こども計画を勘案して策定しております。

続きまして3ページ、(2)「関連計画との整合性」です。本計画は、「赤穂市総合計画」と「地域福祉計画」におけるこども・子育てに関する分野別計画となっています。また、ここに記載しております本市の各計画と連携・整合性を図りながら、柔軟に施策を展開していきます。

続きまして4ページをお願いいたします。3の「計画期間」です。こども計画の期間は令和7年度から11年度までの5年間とします。

4「計画の対象」です。本計画はこども・若者および子育て当事者を対象とします。こども基本法では、「こども」の定義を心身の発達の過程にあるものとしており、年齢の上限を設けていませんが、本計画ではこどもをおおむね18歳未満の者、若者を思春期から青年期、施策の内容によってはポスト青年期を含むものとしております。こどもと若者は一部重複しております。

5ページをお願いします。5「計画の策定体制」です。本計画は、子ども・子育て会議の審議を経て策定すること、そしてこれまでニーズ調査を始め、いくつかの調査を実施しましたが、その中でこども・若者や子育て当事者、また支援する関係団体からの意見を聴取したことや今後パブリックコメントを実施し、市民の意見を聞いてそれを反映した計画とすることを明記しております。

6「SDGsへの取り組み」です。SDGsの基本理念である誰一人取り残さないことを念頭に、本計画についてこどもを真ん中に置いた社会の実現を目指します。以上で第1章の説明を終わります。

～会長～

ありがとうございます。今の1ページから5ページの部分につきましてですけれども何かご質問等ご意見等ございましたら、出していただきたいのですけれども、いかがでしょうか。お願いします。

～副会長～

失礼します。6番ですけれども、もう既にSDGsっていうのは現在取り組み中でのところも多いと思うんですけれども。現在、今取り組んでいることで学校園所であったりとか、地域だったりとか、そういうところで何かこれはもう現在取り組んでいます。引き続いてこういうことがありますっていうことであるようであれば、委員の皆さんからお伺いしたいなと思います。

～会長～

いかがでしょうか。

～委員～

失礼します。私のところでは給食など食べ残しがなるべくないように、好き嫌いとかそういうのもあるんですけれども、少しでも頑張って食べ残さないようにということは日頃心がけてこどもと一緒にしています。

～会長～

ありがとうございます。他にございますでしょうか。はい、多分それぞれSDGsというふうに言わなくてもおそらく皆さんところでされてらっしゃることがたくさんおありかと思いますが、はい、お願いします。

～委員～

失礼します。この1番2番ですね、あと3番と。なかなか赤穂市も困窮をしている特にひとり親世帯ですね。なかなか生活が今も本当に物が値上がりして、野菜お米が凄く上がっていて食べるのが本当にやっとな家庭とか本当に見えない部分が多いかなと思います。もう本当にもう出来ることっていうのは、本当に少しのことなんですけども。本当に皆さんが1人ひとりそういった問題を感じていただけるような、何か一個一個でも、策定するにあたってそういうことがあって、それを皆で考えていかなければいけないっていうような計画が立てられたらいいなっていうふうに思います。

～会長～

ありがとうございます。今のご質問とかご意見とか皆さんからのお話を伺っていてこの計画最初から、最初というか1番から2番計画の位置づけとかっていうふうに見たときに、6でSDGsの取り組みっていうのがちょっと何か異質な感じがあるのですね。ですので、場合によってはですね、この6を取り上げずとも、もう5の計画策定体制とか、その辺りの中に項目を策定体制だから最後にパブリックコメントをしてやりますよっていうことなんだけども、策定のプロセスの

中でSDGsを現在もそれぞれのところで施策で行われつつも、もっと充実させるよ的な内容にこのところになった方が下のその絵柄のところはなくても構わないところだと思いますので、その部分の絵柄があってもいいんですけども、もう少し何か書きぶりというか赤穂市では、SDGsを意識した取り組み、こういうのとか給食とか、貧困への施策とか対策とかそういうことをしているんだけど、さらにこの新しい計画では的な書き方をしたらいいんじゃないかなというふうに今意見を伺っていてそのように思いましたので、検討をお願いしたいと思います。皆さんよろしいでしょうか。他、ございませんでしょうか。

では、また第1章のところも含めましてまた最後に全体でちょっと齟齬が出てくるところもないとは限りませんので、また後でこの部分についても、ご意見質問等を頂戴したいと思います。

第2章の方に行きたいと思いますので、すみません、第1章のところから細かいところで申し訳ないんですけども、3ページのところにですね、下に1赤穂市総合計画、2赤穂市地域福祉計画の説明があってこれとてもよろしいと思うんですが、この1に該当するところ上の数字ですね、本計画は「赤穂市総合計画」やというふうなところに書かれてはいるんですけども、もうちょっとここ、もう少し見やすく、あるいは下のところの赤穂市総合の図の中にもちょっと1と2っていうのを入れた方がここなんかスルーしてしまいそうな感じですので、もう少し目立たせてもいいんじゃないかなというふうに思いました。

それと5ページのところでですね、上の計画の策定体制のところでは今回の計画を作るにあたって今日の机に配布していただいたようないろんな調査をしたんですけども、その調査について子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査とか子どもの生活実態調査のところにかぎ括弧をつけて調査のタイトルのところがはっきりわかるようにした方がいいかなと思います。それと同時に6のところ、ここはどういうふうになるか、6に上げなくてもいいようにっていうのはさっき言ったんですけども、その文章のところで、「誰一人取り残さない」のこのかぎ括弧はなくてもいいんじゃないかなというふうに思います。もしこのアジェンダについて取り上げて、どこかで文言に入れるのであれば出典というかなんかそれを下のところに明記するなりなんなりした方がいいんじゃないかと。ちょっと細かいところで申し訳ないんですけどあった方がわかりやすいかなとも思うんですけども、そこも検討していただければと思います。よろしいでしょうか。

第2章のところにいきたいと思いますので、第2章について、説明をお願いしたいと思います。

～事務局～

それでは第2章についてご説明させていただきます。第2章は分量が多いですがご了承いただきたいと思います。第2章は「こどもを取り巻く現状」についてです。ここでは本市のデータやこれまで実施したアンケート結果から、本市のこどもを取り巻く現状を把握し、課題や特徴を整理しております。

7ページをお願いいたします。人口ピラミッドです。本市の年齢層ごとの男女別のグラフとなっております。男女とも75歳以上、それと50歳から59歳のところが令和2年度と比較し令和6年度の方が人口は増えておりますが、それ以外の年齢層のところは減少している状況です。このことから本市においては少子高齢化が進んでいることがわかります。

次8ページをお願いいたします。(2)「総人口推移」です。総人口は減少傾向で今後も減少が見込まれます。また14歳以下のこどもについても減少傾向で、なおかつ総人口全体に占める割合も

低下しております。

(3)「こどもの人口推移」です。毎年ですが減少幅が大きく、今後も減少傾向が続くものと考えております。また0歳児人口も減少傾向となっております。

続きまして9ページをお願いいたします。(4)「転入出・出生・死亡の動向」です。まず転入転出の状況ですが、どちらも減少傾向ではありますが、転出数に比べ転入の数が減少幅が大きい傾向となっており、年々その差が開いている傾向でありまして、それが社会減の要因となっていると考えられております。死亡数出生数については平成16年から死亡数が出生数を上回り、その差が年々広がりつつあり、自然減の要因となっております。

10ページをお願いいたします。(5)「合計特殊出生率」、国勢調査の結果で古いデータではありますが、平成27年から国県と比べて低く、令和2年は1.18ということで特に低い状況となっております。

11ページをお願いいたします。「世帯の動向」です。人口は減少傾向ではありますが、世帯数は横ばいかやや増加傾向となっております。ひとり親世帯の割合はわずかではありますが県と比較しますと、父子世帯は多く母子世帯は少ない状況となっております。

12ページをお願いいたします。令和2年時の「男女別年齢別の未婚状況」です。女性については30歳から39歳までは県とほぼ同じですが、男性については25歳から44歳までいわゆる結婚適齢期の年代について、国県と比べて未婚率が高いという状況になっております。ここですみません、訂正をお願いします。12ページの解説のところ2つ目の段落のところ、男性の未婚率についての説明になっておりますが、ここは先ほどご説明させていただいた内容に訂正をさせていただきたいと思いますので、よろしくをお願いいたします。それとまた次の会議のときには修正した形でさせていただきます。

13ページをお願いいたします。(8)「婚姻率」についてです。婚姻率は赤穂市は例年、国・県と比べて低く、婚姻件数も増減をしながら減少傾向となっております。

(9)「離婚率」についてです。離婚率も婚姻率と同様、赤穂市は例年、国・県と比べて低く、件数はほぼ横ばい、若干減少傾向で推移しております。

続きまして14ページをお願いいたします。(10)「令和2年の労働力状況」です。女性の労働力率については25歳から29歳のところが81.6%、そこから30歳から34歳の72.9%へと一旦落ち込んで国・県と比べても労働力率は低い状況です。また35歳から39歳では76.3%まで上昇し、県よりも率は上昇しているという結果が出ており、赤穂市はいわゆるM字カーブの増減が激しくなっておりまして、子育てと仕事の両立がまだ難しい環境ではないかということが考えられます。一方男性の方は25歳から54歳まで95%、96%台をキープしておりまして、国・県ともほぼ同じ推移となっている状況となっております。

続きまして15ページから48ページにかけてですが、これはこれまで実施してきました調査結果の主なものを掲載しております。結果内容につきましてはこれまでの会議の中でご説明をさせていただいておりますのでこのたびは割愛させていただきますが、次の49ページ以降の本市の主な課題のところで、一部のアンケートについては振り返りながらご説明させていただきたいと思っております。

それでは49ページをお願いいたします。3「こども計画に向けた本市の主な課題」です。先ほどの統計データや、これまで実施してきましたアンケート結果などから49ページにあります14

点の本市の主な課題があぶり出されております。

その詳細ですが50ページをお願いいたします。1点目の「少子化の進行」です。先ほどの統計データにもありましたが、出生数が年々減少傾向であること、それと令和2年の合計特殊出生率が1.18と国・県よりも特に低く、また若者の人口も減少傾向であることから今後も少子化傾向に歯止めがかからない状況となっております。

少子化の背景には様々な要因が複数に絡み合っていることから、こども・子育て政策を抜本的に強化していく必要があります。

2点目の「子育て支援体制の充実」についてです。資料の22ページをお願いします。アンケート結果では子育てについてまず約6割の方が「楽しい」もしくは「とても楽しい」を選択された一方、反対に3割弱の方が不安や負担を感じております。

また下のグラフですが、不安や負担を感じる理由といたしまして、「仕事と子育ての両立が難しい」、「子どもの教育やいじめなどが心配」、「育児やしつけの仕方が不安」、「子どもの健康や発達が不安」、「子育て教育にかかる経済的負担」などとなっております。子育て当事者が悩みを抱くことなく安心して子育てができるような支援体制の充実が求められています。

50ページをお願いいたします。3点目は「妊娠期からの切れ目のない支援」です。全国的に妊娠から産後2週間未満までの妊産婦の多くが不安や負担感を抱えていることや児童虐待による死亡事例（心中以外）の約半数が0歳児であることを踏まえ、妊娠期からの切れ目のない伴走型相談支援や産後ケアの必要性が高まっております。

次4点目は「幼児教育・保育の質の向上」です。18ページをお願いいたします。就学前児童の母親の就労状況について、前回調査では「フルタイム就労」の割合が28.3%であったものが今回調査では43.1%と約15ポイント増加しております。また土曜・休日や長期休暇中の定期的な教育・保育事業の利用意向も高まっているなどそれぞれの家庭の利用希望に応じた教育・保育施設での受け入れを行うため、その提供体制を確保する必要があります。幼児期の教育・保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることから、一人一人のこどもの健やかな成長を支えていくために、研修等により保育士・幼稚園教諭の資質の向上を図るとともに、専門機関、専門職との連携を密にするなど教育・保育の質の向上に取り組む必要があります。

続きまして51ページをお願いします。5点目は「全ての子育て家庭を対象とした保育の拡充（こども誰でも通園制度）」についてです。これまで比較的に支援が手薄であった0歳から2歳児の未就園児に対しても、親の就労要件に関係なく、月一定時間までの利用可能枠の中で、時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園制度を開始し、全てのこどもの育ちを応援し、良質な育成環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルに応じた支援の強化が求められています。

続きまして6点目は「児童虐待防止対策」です。本市の児童虐待件数はわずかですけれども増加傾向となっております。虐待を受けているこどもや支援を必要としている家庭を早期に発見し、適切な保護や支援を図るためには、関係機関との情報共有や適切な連携の下で対応していくことが重要です。引き続き、地域の関係機関や姫路こども家庭センター（児童相談所）等とのネットワークである要保護児童対策地域協議会を運営し、適切に児童虐待防止対策を行う必要があります。

続きまして7点目は「こどもの困窮対策」です。資料の33ページをお願いいたします。②のところですが、アンケートでは過去1年間の間にお金が足りなくて、家族が必要とする食料が

買えないことがあったかについて「よくあった」「ときどきあった」の合計が、下の表になりますが、相対的貧困でない世帯については、10.3%に対しまして相対的貧困世帯は35%となっておりまして3倍以上となっております。また51ページに戻っていただきまして、こどもの貧困は経済的な面だけでなく、心身の健康、衣食住、進学機会や学習意欲、前向きに生きる気持ちを含めこどもの権利が利益を侵害するとともに、社会的孤立にも繋がる深刻な課題でありその解消に向け取り組む必要があります。

続きまして8点目「ひとり親家庭への支援」です。すみません、もう一度先ほどの33ページをお願いします。33ページの上のグラフをお願いいたします。アンケートでは子育て家庭における世帯の年間収入の分布状況は、相対的貧困に陥る可能性がある、年収200万円未満の世帯類型でみたところ、200万円未満のところではひとり親家庭が合計しますと10.2%で、ふたり親家庭が合計しますと1.1%のおよそ9倍ということになっております。ということでまた51ページに戻っていただきまして、ひとり親家庭が抱える様々な課題や個別ニーズに対応するため児童扶養手当等による経済的支援の他、各家庭の状況に応じた生活支援や就労支援、養育費の確保などが適正に行われるよう取り組む必要があります。

続きまして次のページ9点目は「有害情報から子どもを守る」です。資料の26ページをお願いいたします。これは子どもに対してのニーズ調査ですが、アンケートでは、小学校4年生、6年生、中学2年生に対してのアンケートですが、約64%がスマートフォンを持っています。そうした環境の中で同じページの下グラフにもありますけれども、インターネットの使用によってわずかではありますが、トラブルに巻き込まれている事案も発生しております。すみません52ページに戻っていただきまして、そこで社会の情報化が進展する中、こどもの健やかな成長を著しく阻害する有害情報も氾濫し犯罪被害に繋がるといった重大な問題も起きていることから、情報リテラシー教育や子どもや保護者等に対する啓発を図るなど、こどもが安全に安心してインターネットを利用できる環境整備に取り組む必要があります。

続きまして10点目は「ヤングケアラーへの対応」です。資料48ページをお願いします。48ページはニーズ調査、子どもの生活実態調査、子ども・若者調査に対してのアンケート結果を掲載しております。調査結果ではヤングケアラーという言葉の認知度が低く、また子どもや家族に自身がヤングケアラーであるという自覚がない場合も考えられるため、顕在化がしづらい状況となっております。ということでヤングケアラーの啓発とともに福祉、介護、医療、教育等の関係機関との情報共有や連携を図り、早期発見と必要な支援に繋げる取組が必要です。

続きまして11点目相談支援体制の充実です。核家族化の進展や、地域の繋がりの希薄化など家庭をめぐる環境が変化している中で、祖父母や近隣の人から子育てに関する助言や支援協力を得ることが難しい状況にあります。23ページをお願いいたします。アンケートでは子育てについての相談ができる先について聞いておりますが、就学前保護者では約9割、小学生保護者では84%の人が「ある」と回答した一方で、就学前保護者では約5.8%ですが、小学生保護者では9.8%、約10%の人が「ない」と回答しております。52ページ戻っていただきまして、乳幼児期、とりわけ未就園の場合は、子育て家庭が社会からの支援に繋がらずに地域の中で孤立しがちな傾向にあり、具体的な支援を届けることができない中で虐待が深刻化する例があることや、自ら支援を求めるとは限らない困難を抱える家庭をできる限り早期に発見・把握し、支援に繋げる必要があることから、令和6年4月に設置したこども家庭センターを中心に適切な相談支援体制の強化が

求められております。

次に12点目「子育てと仕事の両立支援」です。資料の18ページをお願いいたします。アンケートでは母親の就労状況について前回調査と比べて、「フルタイムでの就労」が増加しております。また次のページ19ページにつきましては、育児休業については前回調査と比べて父親・母親ともに取得した割合が前回調査と比べて大幅に増加しておりますが、国の目標とする育児休業取得率には達していない状況となっております。そのことから家庭内において育児負担が女性に集中している現状を変え、夫婦が相互に協力しながら子育てや余暇を過ごし、それを職場が応援するといった地域社会全体で子育てをする機運を醸成する必要があります。

次13点目「こども・若者の意見表明と行政施策への意見反映」です。42ページをお願いいたします。アンケートではすべてのこどもには「意見を表明する権利」があることについて「知らない」と答えた人が42%であり、こどもの権利条約の認知度が低い状況となっております。その一方で本市に対して自分の意見を「伝えたい」、もしくは「どちらかという伝えたい」と思っている人は約5割となっております。

こどもの権利条約の趣旨や内容について、普及啓発に努めるとともにこどもの権利に関する理解促進や人権教育の推進が必要です。また、こども基本法においてはこども施策を策定、実施、評価するに当たっては、施策の対象となるこども等の意見を幅広く聴取して反映させるために必要な措置を講ずることが義務付けられておりまして積極的に取り組む必要があります。

14点目「結婚、出産を望む若者への支援」です。すみません資料の40ページをお願いします。アンケートでは、未婚者の6割強の方が「結婚したい」、もしくは「どちらかといえば結婚したい」を選択されております。また行政に望む支援といたしましては、下のグラフですが、「給料など雇用・労働条件の改善」と「夫婦双方の職場環境の整備」が上位を占めている状況です。また次のページ41ページですけれども、理想とするお子さんの数を持てるかと思うかについて、3割弱の方が「どちらかといえば、持てると思わない」、もしくは「持てると思わない」を選択しておりまして、その理由は下のグラフですが、「子育てや教育に対する経済的負担」や「仕事と子育ての両立の難しさ」が上位を占めております。ということで若い世代が、結婚やこどもを産み育てることへの希望を持ちながらも、所得や雇用への不安等から将来展望を描けない状況に陥っており、そうした隘路の打破に取り組む必要があります。

ということで、以上の14点の課題を整理しておりまして、以上で第2章の説明を終わりますが、第2章は次の第3章以降において、これらの課題を解決するための方策や、第2章全体を通してのこどもを取り巻く状況を改善するための取組としてどう取り組むのかを定義するための章として、第2章があります。第2章の説明は以上となります。

～会長～

ありがとうございます。赤穂市が抱える課題についてアンケート調査に基づき、14の課題というのを抽出していただいたということになります。このことについてこの第2章についてどんなことでも構いませんので、ご質問ご意見等を出していただきたいと思います。順序もどんなんでも構いませんのでお願いいたします。

私から基本的なところで、第2章の表紙のところでこどもを取り巻く現状で、赤穂市の現状とか、これ全部赤穂市のことなんですけれども、ちょっと国のものが一部反映されてたりですとか、こど

もを取り巻く現状というのは赤穂市の現状っていうふうにタイトルですね、章のタイトルのところ赤穂市を入れたらどうでしょうか、というのが素朴な7ページのところの、あのタイトルもそうなんですけれども。赤穂市のことなんですけれども、赤穂市って言った方がよりリアリティが湧くんじゃないかなという感じがしていますので、そこを提案させていただきたいと思います。

～事務局～

すみません。今気づいたことですが、課題もありますので、「こどもを取り巻く現状と課題」ということで、課題というのを付け足させていただきたいと思います。

～会長～

はい。あとこれもちょうと細かいことでなんなんですけれども、12ページのところの説明のところに、先ほど男性女性のところに修正するというのがあったんですけれども、その前に「女性の未婚率は年齢別（結婚適齢期）」ってこの「（結婚適齢期）」もなしでいいんじゃないでしょうか。いつでも適齢期ということで、ここは削除でよろしいんじゃないかと思いますが。いかがでしょうか。はい、お願いいたします。

～委員～

すみません51ページの5番のところで、こども誰でも通園制度についてちょっとお伺いしたいんですけれども。ちょっと新しいものが打ち出されているんですけど一時預かりの枠内でいいのかなと思ったり、地域支援の枠内かなと思ったり、面接もなしで預かるっていうことにリスクがあるのかなと思ったり、ちょっと不安があるのでその辺どういうふうにお考えなのかなと思って。

～会長～

赤穂市の現状ですね。お願いいたします。

～事務局～

誰でも通園制度につきましては、0歳から2歳までの保育認定のないお子さんというのが対象になってるかと思います。制度的には赤穂市の方はこれからの状態なんですけれども、来年1年かけて方向性とかも示していきたいと考えております。ですので今のところはまだ具体的に受け入れの方法とかそういうのはちょっと考えてない状況です。

～会長～

よろしいでしょうか。はい、よろしくお願いいたします。

～委員～

いろんなニーズ、一時保育であつたりとか本当に要望はたくさんありますが現状は本当に保育士が足りてない状況です。今も4番にあるような保育の質の向上とかありますけれども、実際のところ人数がいらない中で、本当に個人個人は努力をしていますが、保育士が足りないイコールその研修を受ける時間を確保することも、現状本当に難しく、今おっしゃるように両親働いておられたら

延長保育もいっぱいあります。その中での対応する職員ももちろん不足していますので、なかなか本当にこの要望に応える、応えたい気持ちもありますし、できる限りのことを公立の保育所・幼稚園もしていますけれども、現状は難しいかなっていうことと、実際に本当にいろんな家庭の方いらっしゃって要望もたくさんありますし、でも何より対応するのは保育士、人間性といいますか、本当に私達思うのは、少なくともしっかりと受け入れられる寄り添っていきけるような人としての保育士として、幼稚園教諭としてのこの質といいますか、そこは1人1人が意識をしつつ、そして私達もやっぱり組織ですので、若い先生を受け入れたその子たちの指導であるとかできる限りのことはしながら、とにかく安心安全な保育っていうことを心がけている状況でありますので、実際のところその人材確保をしっかりしていただきながら、私達もできることをやっていきたいなと思っております。

～会長～

ありがとうございます。今のお話の中にですね、多分本市が抱える子育て支援も含め、この幼児教育・保育の質の向上も含め、子育て支援体制の充実みたいな、そこ全部含まれてるんじゃないかなと思って伺っておりました。ちょっと私から言うのもなんなんですけれども49ページのところは課題一覧、確かに1個1個全部こういう課題があるんですけども、それぞれが関連し合っていて、まとめることで見えなくなってしまう部分もあると思うんですけども、こういう課題がありつつも、何て言うんでしょうかね、どうしていいかこの課題14個をそのまま出す方がわかりやすいのか、それとも、特に関連している今のお話であったような、例えば50ページ、51ページの4、5の辺りをちょっと1つにしてその中で語っていくとか整理していくっていうようなことも、あと(2)もですかね、子育て支援。何かもう少し、課題の詳細はこれでいいかなと思うんですけども、もう少し何かまとめて関連付けた整理の仕方もあるのではないかなと思ったところです。ちょっと切味の悪い曖昧な言い方で申し訳ないんですけども。はい、お願いします。

～副会長～

すみません。先ほどもお話がありましたけれども、4番のところの幼児教育・保育の質の向上のところの終わりの4行なんですけれども、私保育所などは指導にずっと毎年入らせていただいているんですけども、取れない研修時間を取っていただいて、こどもたちがお昼寝をしている時間帯をパートの先生でちょっと見ていただきながら、全員がやっぱり質を求めていくために、あの研修も本当に毎年しっかりしていただいているんです。研修されたことを翌年にはしっかり反映されて、それをまたもとに、みんなで考えていくっていう本当に質の充実を求めているんですけども、ここの文章の文言の問題だと思うんですけども、何か教育・保育の質の向上に取り組む必要がありますが、これ新たに何か取り組んでいかないといけないみたいなね、ここはもう少し、現在も取り組んでいますとか、何かそこはやっぱりしっかり入れていただきたいなと。本当に頑張っているんで、研修が取れない方、取れない時間を少しでもって感じで頑張っておられるので本当にもう落ち着いて研修もできないです。すぐ赤ちゃんやとか1歳児なんかは泣きます。昼寝していてもね。そしたらすぐぱっと飛んでいって、ちょっとまた寝かせながらまた入ってきてっていう、そういう厳しい現実の中でもしっかりと取り組んでいるので、ここのところは、やっぱり現在しっかり質の向上に向けて取り組んでいますっていうものをちょっと私としては入れていただきたいなっ

というふうに思っています。

それから5番のところですけども、このこども誰でも通園制度も親はいろんなやっぱり希望を言いますけれども、もう本当にこれ難しいなと思うんです。これをどのように支援していくのかな、まず支援していくにはやっぱり保育士の拡充ですよ。今でも保育士が足りない中、もう本当に短いスパンで来ていただいて、こどもたちを見ていっていただいているっていう状況がある中で、さらにこういうこども誰でも通園制度っていうのは、はっきりと支援の強化についてって書くところと難しいかなと思うので、先ほど会長の方からもちっとお話がありましたけれども、この辺はちよっとまとめて書かれるのもいいかなっていうふうに、これは私の感想です。

～会長～

ありがとうございます。

こども誰でも通園制度はどこの自治体もあまり評判が良くないっていうと語弊がある言い方ですけども、大都市部などでは、もしかしたらあるかもしれませんけれども、これはそれこそ表に出してこれやってきますよっていうふうな書き方ではない、こういったこともちよっと加味しつつとか何かちよっと書きぶりを今、委員が言われたような感じでやっていった方が良いのではないかなというふうに私も感じておるところです。

他にございませんでしょうか。はい、お願いいたします。

～委員～

失礼します。先ほどからの保育士の不足ということで、その中でこのこども誰でも通園制度を入れられるということなんですけども。先日の神戸新聞の方ですね、ちょっと私もよくわからないんですけど0歳から2歳で妊娠された方が母子手帳貰いに行ったら、もう保育所辞めなあかんて言われたみたいな記事が載っていましたよね。これは多分妊娠して産休育休に入ると、上のお子さんが保育所を辞めないといけない。なので、もう3歳になるまで妊娠をどうしようかみたいな感じの記事だったかなと思うんですけども。このこども誰でも通園制度を入れるぐらいだったら、育児休暇の間とかも見てあげた方が先ほどの妊娠期からの切れ目ない支援っていうところに繋がるんじゃないか。やっぱりどうしてもこの部分ですごくお母さん方不安だし少しでもちよっと私はもう少し何かその辺のケアがあったらいいんじゃないかなっていうふうに見たときに思ったんですけども、そのあたりはいかがでしょうか。

～会長～

お願いします。

～事務局～

ご意見ありがとうございます。

今、仰られた育休退園の廃止というのは、神戸新聞の方に載っておりまして、赤穂市の現状として2人目のこどもさんが誕生して育児休業を取ると0歳から2歳の方はすみませんけどおうちで保育していただきたいという趣旨の制度をずっと運用しているというような記事であります。ニーズといいますか、いくら育児休業をとっておうちにおっても、今保育所に入っている子がそのまま継

続で入所したいという保護者の方のニーズは十分に承知しておりますし、いろんな自治体がその条件を緩和しているというのも十分に承知しております、いつまでもこのままの赤穂市の今の運用を続けていくことがいいというふうには思っておりません。いずれはといいますか改善する必要があるというのは重々承知しております。ただ、先ほど委員が申されましたように、やっぱりそこには人手といいますか、保育士の充足ということにまずは取り組まないといけないことなのでニーズはわかります。わかっておりますが、なかなか踏み切れない。その制度を廃止するというように踏み切れていないというのが今の現状です。そのことと先ほどのこども誰でも通園制度がどういうふうにとれぐらいこのこども誰でも通園制度が関連してくるのか、影響を及ぼすのかというのを少しわかりかねる部分はあるんですけども、先ほど最初に委員がこのこども誰でも通園制度というのは、今現在、既に一時預かり事業とか、あと地域支援事業ということで、誰でも保育所に遊びに来ていいよみたいな事業もしているのでそういった事業との兼ね合いってというのは、今後この制度を考えていく上では考慮しないといけないというふうに思っております。

～会長～

ありがとうございます。よく分かりました。ただそうした園所で行われているような事業と同時に、その他のいろいろな家族をサポートするような地域での活動を利用したり児童館ですとかそういったところの活用の事業っていうようなところでサポートする点というか面というか、それを増やしていく、保育士の数、それから恒常的に受け入れられるこどもの数というのもある程度決まっていますので、それ以外のところで受け入れるような事業を少し柔軟に赤穂市独自の事業を組み立てていくというか、さらに今もちろんやっておられますけれども、追加してやっていくというようなことも具体的な政策というところで考えていかないとというか、いった方が現実的かなというふうに思いますがいかがでしょうか。他ございませんでしょうか。他のところですね。はい、お願いいたします。

～委員～

7番51ページの7番「こどもの困窮者対策」と8番「ひとり親家庭への支援」ということで、本当にこれは、様々な課題や個別ニーズに対応するため児童扶養手当等による経済的支援の他、各家庭の状況に応じた生活支援、就労支援、養育費の確保などが適切に行える取り組む必要があります。とあるんですけども、本当になかなか何というか、すごく多分一番難しい部分なんじゃないかなっていうふうに思います。本当に、相対的貧困世帯が35%ということで本当にもう手に取るように困窮をしています。本当に困窮をしているんですけども、正直今のこの市の施策というか取り組まれていることではちょっとなかなか難しい状況なんじゃないかなっていうのを私は本当に肌で感じてまして。何かここでこういうこと言うのも何なんですけども、もう少し何とか、なんていうか、もう少し何とかこうならないのかなっていうのを、もう日々やっぱり感じてますね。児童扶養手当を渡してるからそれでいいのかっていうと、絶対そうではないですよ。もう少し行政だけじゃなくて、もっといろんな関連団体だったり民間の力とかやっぱそういったものもすごく必要なので、そういうところにも行政の施策もちょっと踏み出していきたいというか、これやってたらいかなみたくないじゃなくて、その辺もう少し考えていただけたらなって。なかなかそれが赤穂市の難しいところですよ。行政がやってる、民間はなかなかリンクしない部分って

というのがこのこう感じるところです。そこをもう少し、もうこの問題って、行政だけでは絶対に解決しないので、もっと本当にいろんな関係各所、連携して本当に中心となるところを行政だけじゃなくても本当に包括的にやらないと、なかなか解決には繋がらないっていう部分を考えていただけたらなというふうに思います。

～会長～

ありがとうございます。

今のご意見で民間ですとか企業との連携とかそういった赤穂市でも細々とという言い方変なんですけれども、委員にも入っていただいてやってきていないことはないんですけれども、もう少し、みんな厳しい状態ですので、もう少し面として具体的な施策の中に落とし込んでいけるようなものを何か打ち出していけないかなというふうに思います。と同時に先生何かおっしゃりたい感じなんですけれどもいかがでしょうか。これに関してじゃなくても構わないんですけれどもお願いいたします。

～委員～

11番のところの「相談支援体制」で、ちょっとここからはみ出てしまうかもしれないんですけれども、現在特性を持ったお子さんというのが非常に多く、小学校にも在籍をしていて、明らかに支援級に入ってっていう子もいれば、通常級の中できつと特性あるだろうなっていう子がたくさん今います。国の調査では8.8%ぐらいと言ってますけどもさらにいるかなというふうな現状です。

赤穂市の場合、小学校に入るまではいろいろフォローがされていて、そこは非常に充実されているんじゃないかなというふうに思っていて、他の市町よりも充実してるんじゃないかなという気はしてます。あしたば園があったりとかですね。そのスキルアップをしながら小学校に上げてくれると。ところが小学校に上がりますと、あとはよろしく頼みますねって感じで特にないんですね。放課後デイでちょっとありますけども、でもそこでスキルアップはちょっとそういった特性を持った子に対するスキルアップというのはちょっと難しいのかなと思っていて、小学校に上がったからの相談であったりとか、あとそういった特性を持った子の、こういったときにこういうふうに戻していくといいよとか、この力をちょっと伸ばしていこうねっていうような学校以外のところでそういった支援をしていただける場所がちょっと足りないんじゃないかなと。全ての学校で、また赤穂特別支援学校とかそういった関係機関にお願いしてそこももういっぱいばいばいで、検査してくださいって言っても半年後ですとか、そういったような状態で。もちろん市の方でも取り組んでくださってはいらんですけれども、もう少し充実していただけたらなというお願いでございます。

～会長～

ありがとうございます。

実は今先生が言われた特性を持ったお子さんというふうに言うのかな。特別なニーズですか、そういったこどもたち、配慮を必要とするこどもっていうようなことがこの中に出てきてないんですよ。表紙っていうか課題の49ページの中にもなんか貧困とか、ヤングケアラーみたいな感じではあるんですけれども、その配慮を必要とするこどもとか、そのこどもってというのは幼児からこの計画の中ではかなり上の年齢までになるんですけれども。少なくとも、今先生言われたような小学校そして中学校場合によっては、もう少し何か相談する年齢が上でも相談する場所ですとか、赤

穂市の中で全部賄えないにしても、何かこういうような場所があるというようなその紹介する窓口みたいな何かそういったことがあったらいいなというふうに思って拝見していたところです。

前回までの計画の中では、その結構特別な配慮が必要なみたいなそういうような子どもたちのことがよく話題に出ていたように記憶しているのですが、ちょっとこの中のこのところからはぱっと目につくところには言葉がないかなというふうに思いましたので、そこもちょっと入れておかないといけないところじゃないかなというふうに思っています。

他いかがででしょうか。はい、お願いします。

～事務局～

先ほどからも貧困世帯とか困窮対策とか、ひとり親とか、あとは特性を持ったお子さんの対策ですけれども、やはりこれまで子育て支援課を中心に各家庭、携わっているんですけれども、やはり世帯世帯によっていろいろなニーズがあることは承知しております。やはり各家庭ごとに寄り添っていく中で、子育て支援課だけでなく市の機関、社会福祉課、障がいを持ってる方は保健センターとか、教育委員会も含めまして、いろんな学校園所も含めましてですけれども、いろんな関係団体とも相談しながら、そういった支援が必要な家庭については、対応はしている状況ではあります。ただ、やはりそうした例えばですが、西播磨の方には児童発達支援事業所ですとか、特性を持ったお子さんの相談をしてくれるような場所とかもありますので、本市の取り組みとしては、まずその家庭の周りの関係機関でその家庭をどう支援していくかいうのを話し合っ、それでもって、要保護児童対策地域協議会にも関係機関としても入られているんですけれども、そういった児童発達支援事業所ですとか、市を飛び越えて相談できるような場所とかにつきましては、進めているような状況でありますけれども、とりあえずは本当にその世帯の周りの関係機関で何とか改善できるような、そういった取り組みをしているような状況ではあります。

～会長～

はい、それぞれの関係者は承知していると思いますので、何かお言葉を返すようで申し訳ないんですけれども、さらに今後は地域を越えてとか、なんかそんなような表現というか、もう少し多面的にやっていかないと多分どの自治体も難しい、ここにある課題はどこの自治体も抱えてる直面している難しいことなので赤穂市としてこういうのをやりますが協力していきますっていうのもすごく大事な具体的な施策の1つだと思いますので、語弊がある言い方かもしれませんが、1件でもそういうような事例を先例を作ってやっていくっていうことも大事なんじゃないかなと。当事者の方にとってはもう本当に多分世界が広がるくらいのことなんじゃないかなというふうに思っておりますので、ぜひそうして今十分にしているんだけれども、これからもうちょっと方向変えてやっていくとか、新たに追加してというような書きぶりでもよろしいかなとそのようにしていただければなというふうに思っております。

他いかがでしょうか。それでは、私からですが53ページのところの「子ども・若者の意見表明と施策への意見反映」それと、14の「結婚・出産を望む若者への支援」ということで、今回アンケートではこうした具体的にその意見表明、先ほど説明していただいたように意見を表明することができるんだよ、当然できるんだよっていうことですか、結婚や出産を望む若者へのアンケートというようなことが出ていて、ここに書かれている通りなのですから、アンケートの中では、

特にその14あたりのところで、こどもは持ちたくないとか、結婚あまり望まないみたいな人たちもいないわけではなくというか半分近くと言っていいんでしょうか、どちらを取るかっていうね、%のどちらを見るかということなんですけれども、ここのところはですね、何かつついあの少子化なので、結婚してこどもを産んで、みたいなそういうふうな施策になりがちだとは思いますが、特に若者たちが楽しいなとか、何かこうした結婚や出産を望んでいる人たちへの支援というのも必要なんですけれども、それを取り巻く、もっと若者たちがこの赤穂市で働いて充実した生活楽しい生活を送りたいよ、みたいなことを後押しするような、その中に結婚・出産出会いの場とかこういう言い方もなんですけれども、そういうのがあるというような方向にした方が、何かアンケートの結果を反映するのではないかなというふうに思いました。どこかでそうですね43ページ「本市がこどもや若者が希望を持って暮らしていくことができるまちかどうかについて」というふうなアンケートもしていて、その結果ですね、「こども・若者が参加しやすいイベントなどの情報を提供する」とか、情報だけじゃなくて実際に何かそういった関連のどこの部署でも私は構わないと思うんですけれども、男女参画とかいろんなところがあると思いますので、そういったところに何か働きかけていくですとか、何かそうした事業というか年に1本でも2本でもそうしたことができるのがあったらいいなというふうに、この最後のところですね、13と14の辺り、意見表明というのはちょっとそれとは質が違うかもしれないんですけども、これはこれで13と14それはそれであっていいかとは思いますが、結婚・出産を望む若者っていうとそうじゃない若者もいるしなど。でも何か楽しいなと思ってるうちに結婚してもいいかなとか、こどももいいなみたいな何かそんなようなふうに繋がったら、いいのではないかなというふうに思ったりしています。

いろいろ言い過ぎてますけれどもいかがでしょうか。他にご意見ですとかご質問等ございましたら、お願いいたします。

それでは今特に第2章のところ、ちょっと今日は3章までですので、また後で振り返って全体のご意見、質問等を頂戴したいと思います。すみません第3章のところに行きたいと思います。説明の方お願いいたします。

～事務局～

3章をお願いします。第3章「計画の基本的な考え方」についてです。この章ではこども計画が目指す将来像や基本理念、施策の体系について定めております。

57ページをお願いいたします。1の「基本理念」です。基本理念を「すべてのこどもが健やかに育ち、幸せを実感できるまち赤穂～未来を担うこどもたちのために～」としております。なぜこのような基本理念にしたのかにつきましては、このページにも表記しておりますが、もう少し詳細に解説したものに修正したいと考えておりますので、これにつきまして大変申し訳ございませんが、次回修正した内容についてご協議いただきたいと思いますと考えております。追加修正したい内容としては、やはり第1章の策定の背景と趣旨のところでも記載しているんですけれども、こども大綱が目指している、全てのこども・若者が生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等に関わらず、その擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会（いわゆるこどもまんなか社会）の実現を目指すという目標を本市においても同様に目指していくという考え。そして第2期子ども・子育て支援事業計画の基本理念であります、「こどもと子育て家庭を地域全体で応援するまち赤穂～

すべてのこどもが可能性を開花できるまちをめざして～」を引き継ぐものであるということなど、そういった理由で基本理念にしているというようなことをもっと詳細に解説したものに修正したいと考えております。そのため、申し訳ないですが、次回また報告させていただきます。

続きまして2の「基本視点」です。本計画では次の4つの視点で政策を推進したいと考えております。基本視点の1は「こども・若者」ということで、こども・若者は単に庇護される存在ではなく、ひとりの人間として尊重して真摯に向き合いこども・若者にとって何が最善かを考え支援します。

基本視点の2は「家庭」です。家庭における子育てを基本としながら保護者が不安や負担を感じることなく安心してこどもを産み、自己を肯定し、こどもと向き合いながら育てることのできるまちを目指します。

基本視点の3は「地域」です。こども・若者に関わる地域や関係機関、団体事業者、行政などの多様な集まりがそれぞれの特性や強みを生かして、相互に補完・連携していきます。

基本視点4は「SDGs」です。SDGsでは誰一人として取り残さないを基本理念に、持続可能な世界を実現するための17の目標を掲げ、各国が取り組みを進めております。SDGsの取組を推進しすべてのこどもの成長を支援しますという4つの視点でいきたいと思っております。

続きまして58ページをお願いいたします。

基本目標についてです。すみません、ここで修正をお願いしたいんですけれども。冒頭の「2基本目標」と記載しておりますが「3基本目標」に修正をお願いいたします。それと次のページも「3施策体系」とありますが「4施策体系」に修正をお願いいたします。すみませんでした。

この基本目標については前回の会議において協議いただきましたが、次の5つの基本目標で取り組んでいきたいと考えております。1点目は「こどもの権利とひとしい育ちを保障するまち」です。貧困、虐待、障がいなど社会的な支援が必要なこどもが増加傾向にあります。一人ひとりのこどもの健やかな育ちをひとしく保障するには、個々の状況に応じたきめ細やかな支援が必要です。生まれ育った環境に左右されることのないよう支援の充実に取り組みます。

2点目は「こどもを安心して産み育てられるまち」です。安心して子育てするためには妊娠出産期からの切れ目のない支援が重要です。多様なニーズに対応できるよう様々な子育て支援サービスの継続と、母子保健や医療体制の一層の充実を図ります。また、安全安心な環境の中で幼児教育・保育の質の向上を図ります。

続きまして3点目は「こどもが心身ともに健やかに成長できるまち」です。こどもの成長には様々な学習や体験交流活動が欠かせません。こどもの学力の向上、豊かな人間性と生きる力をバランスよく育む教育環境を整備することと、本市の特徴を生かした教育を推進します。また、こどもが相談しやすい体制の充実を図り、心身の健やかな成長を支援するとともに、家庭や地域と連携し、全てのこども・青少年を見守り支える環境作りに取り組みます。

4点目は「若者が将来に希望を抱くことができるまち」です。就職や結婚など、若い世代が人生のラッシュアワーと言われる様々なライフイベントが重なる時期において、将来にわたる生活の基盤を確保し、若い世代が将来に希望を持って生きられる社会の実現を目指します。また、ニートやひきこもりの状態にあたり人間関係などに悩みや不安を抱えている若者やその家族に対する相談支援体制の充実に努めます。

5点目が「地域全体で子育てを応援するまち」です。こどもは地域の大人たちに見守られながら、

様々な体験をすることで心豊かに成長することができます。地域全体で子どもや子育て家庭を支える環境作りを推進するため、地域における子育て支援意識の醸成を図るとともに多様な資源を生かし、育てる取組を進めていきます。また、子どもや子育て家庭が快適な環境の中でのびのびと活動できるよう、安全安心な環境整備に努めます。

以上、5つの基本目標を柱として施策を推進していきたいと考えております。また59ページですが施策の体系を記載しております。この体系図につきましては前回の会議で協議いただいたものとなっております。次回の会議で第4章において、この施策体系に基づいた具体的な施策をお示しできるように現在進めている状況となっております。説明は以上となります。

～会長～

ありがとうございます。

今の3章につきまして、ご質問ご意見等ございましたら出していただきたいと思います。基本理念についてももう少し詳しく前回の2期計画を踏まえてというお話がございましたので、そこについてはまた次回拝見させていただくということでしょうか。よろしいでしょうか。

では最後に今日のところですね。1章から2章3章の全体に関して、ここ思いつきましたとか、ここもうちょっと、というようなところがございましたら、出していただければと思います。よろしいでしょうか。いかがでしょうか。よろしいですかね。

事務局から何かございますか。よろしいですか。

今日いただいたご意見、反映したもの、事務局の方でもまた整理していただいてこれ以外のところもしかしたらもう一度拝見して出てくるやもしれませんが、その場合には会長一任というように、また次回お示ししたいと思いますのでよろしくお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

あとは何か次回のことでとか会議全体を通したご意見等ご質問等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

長時間にわたってご意見をありがとうございました。ではその他ということで事務局の方からございますでしょうか。

3. その他

～事務局～

それでは次回第4回の会議につきましては、12月23日に予定しております。14時からこの会場で開催する予定としておりますので、皆さんもご出席をよろしくお願いいたします。開催通知につきましては本日皆さんのお手元にお配りしておりますのでご確認をお願いいたします。次回は先ほど半田会長のお話にもありましたが本日ご頂戴いただきましたご意見等を反映した修正箇所のご報告と、第4章以降の具体的な計画の施策や子ども・子育て支援法に基づく量の見込みと確保方策などについてご協議いただきたいと考えております。それと、この子ども・子育て会議の委員名簿、委員なんですけれども、当初14名でしたけれども、お1人、公募委員の菊原委員の方が転居されるということで、この会議の条例の規約からは外れるということで、辞退ということになりましたので今後13名でさせていただくことになりましたのでそのご報告をさせていただきます。以上でございます。

～会長～

はい、ありがとうございました。では、今日は長々とありがとうございました。次回も何卒よろしく願いいたします。

～事務局～

会長どうもありがとうございました。

それでは以上をもちまして令和6年度第3回赤穂市子ども・子育て会議を終了といたします。本日はどうもありがとうございました。

4. 閉会